

## 第14回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成19年8月23日(木) 14:00~16:10
- 2 場所 経済産業省 別館10階 1028号会議室
- 3 議題 保育関係団体からの意見聴取について
- 4 配付資料
  - 資料1 日本保育協会の意見要旨
  - 資料2 全国保育士養成協議会の意見要旨
  - 資料3 全国保育協議会の意見要旨
  - 資料4 全国私立保育園連盟の意見要旨
  - 資料5 日本保育園保健協議会の意見要旨
  - 資料6 全国保健師看護師連絡会の意見要旨
  - 資料7 全国福祉栄養士協議会の意見要旨
  - 資料8 全日本自治団体労働組合の意見要旨
  - 資料9 日本保育学会の意見要旨

## 保育所保育指針の改定について（提言）

平成 19 年 8 月 23 日  
社会福祉法人 日本保育協会

## 1. 保育所保育指針の「総則」等に関して検討すべき課題

(1) 教育基本法の趣旨を生かすことはできないか。特に、「我が国と郷土を愛する」「伝統と文化を尊重する」というような保育指針に直截表現することがなじまなくても極めて重要なことは、子どもたちが理解できる範囲で保育に相応しい内容（例えば、四季がある日本の美しい自然を愛する、我が国の優れた伝統と文化・国民性を大切にする等）を検討し、その理念を盛り込むことを期待する。

(2) 「生命の尊厳への認識」「感謝する心」「公共心」「規範意識」「他者を思いやる心」「国際性」等の涵養について記載する。

とりわけ「規範意識」については、改正された学校教育法に、幼稚園における教育の目標として「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」（第 23 条）とあり、保育指針改定の中間報告（素案）にも「総則」の「保育の原理」の「保育の目標」アー（ウ）に「自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」との文言が残されたことは評価される。（「規範意識」とは表現されていないが）

については、保育指針改定の機会に、保育所における集団保育の長所を明記する必要があると考える。現行の保育指針では、「一人ひとり」の子どもへの保育が強調されており、このことは非常に大切な視点であり改定に当たっても堅持されるべきであるが、子どもたちが社会性、忍耐力、公共心、思いやり、規範意識（道徳性）等を身に付けるのは、集団の生活・活動を通してであることを忘れてはならない。

(3) 前回の保育指針改定以来「保護者の意向」（を考慮する）という文言が記載されるようになり、このたびの改定案にも載っているが、このことについては、その意味を極端に受け止め過ぎないように、解説書に書き込む必要がある。教育（保育）現場に保護者が理不尽な要求をするケースが多くなっていること、例えば、保育所への際限のない保育時間延長の

要求等に対しては、児童福祉の観点から親を指導することなどを記載することも必要であろう。

家庭の養育力の低下が問題になっている今日、保護者への指導は欠かすことはできない。

(ちなみに、「保護者の意向」に関して言えば、親はよく、「保育園での躰くしつけ」がよくて-----」と、保育における躰を評価し、期待しているので、この言葉が改定保育指針<解説書>の適当と思われる場所に使用されるのが望ましい)

- (4) 現行保育指針には、「総則」の「保育の原理」の「保育の方法」イ.に「子どもの発達について理解し、子ども一人一人の特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とし、発達の課題に配慮して保育すること」とあり、このことは重要な理念であるので、改定保育指針にも継承されるべきである。(現行の幼稚園教育要領の「総則」の「幼稚園教育の日標」には、「生きる力の基礎を育成する」と記されており、大切な目標に位置づけられている)

従って、「困難な状況への対処する力を育て、生きる喜びを培うこと」というような表現にし、保育指針本体(告示)の「保育の目標」に謳うべきであると考えます。

## 2. 「病児」「病後児」の保育については、慎重な検討を

「病児」「病後児」という言葉が告示本体に記載されていなくても、解説書に載った場合、保育所がこれらの保育を当然行うべきと解釈されかねないので、記載するのであれば慎重な表現に留意する必要があります。(「病児・病後児保育事業<自園型>」という事業があるが、実際の中身は保育中に微熱を出した場合程度の体調不良児の保育である)

## 3. 学校との連携、高齢者との交流を詳述する

指導要録の抄本を小学校に送付することは、幼稚園だけでなく保育所や認定こども園にも求められており、小学校との連携はますます重要性を持つことになるので、連携・協働の在り方について詳しく述べるべきである。また、「子ども・子育て応援プラン」には、保育所等で中・高生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入れを推進するとあり、保育指針(解説書)に、これらを明記し適切な指導をする必要がある。

高齢者との交流については、中間報告の「保育のねらい及び内容」の「人間関係」の中でふれられているが、改定に際しては、「お年寄りを労わる」

とか「大切にする」「敬う」などの表現を入れるとともに、高齢者とのふれあい等を重要なことと位置づけ、解説書には、高齢者を招いて伝承遊びを教えてもらう、あるいは老人福祉施設を訪問する等の活動について記載することが望ましい。

**4. 保育所運営についての検討に際しては、児童福祉施設最低基準の改善・向上も視野に入れる**

保育指針の理念を現場が実践することができるように、当協会の予算要望のとおり、人材確保・職員の増員や子育て相談その他の専門職配置、施設整備の充実等についても今後の検討課題とすることを期待する。

**5. 改定保育指針の告示化に伴い、地方自治体や保育現場がその趣旨を十分理解できるように、国の適切な指導を望む**

保育指針本体が告示とされ、さらに解説が示されることになるが、このことによって、自治体や保育現場が混乱することがないように、国はその趣旨の周知に配慮いただきたい。今までも散見することであるが、指導監査で自治体によって方針や指導内容がまちまちであったりすることが想定されるので、国の適切な指導を願いたい。

## はじめに

現在の保育指針を基にして、その内容がよりわかりやすく、簡潔に整理されていることと、現在の保育所が置かれている状況に対応した記述となっていて、総体として、前回の指針からの改善点を多く感じています。

今回、この保育所保育指針が告示となることは、政府の考える保育所の最低基準が保育内容も含めて明示されることとして画期的なことと思います。この保育指針の内容を細部にわたって正しく理解するためには、現在作業を開始している保育指針の解説と合わせて読むことが必要と考えますので、今回は次に示される解説に触れていただく要望も含めた見解というという形でまとめました。この見解は本協議会の副会長、常務理事、常任理事の意見を含めて会長がまとめたものです。

## 見解と要望

1、時代を先取りする前方視的な内容の基盤の明示があるとよいと思います。先のヒアリングの際にも強調したように、現在という時代についての歴史的検討、国際的な検討に関する記述が欲しいと思います。その大前提からこれからの社会保育の中核にある保育所保育の在り方を述べるのが望ましいと考えています。

2、①第3章 保育の内容には、養護と教育のそれぞれのねらいと内容という区別した観点が明確化されていますが、その内容を見て、無理な分け方をしていると感じました。保育士養成科目においても養護原理と教育原理との科目がありますが、現実はこの社会で生きている子どもの学習にどう関わるかであり、保育原理はその両原理に依拠する関わりの実践原理ではないでしょうか。敢えて分けて観ようという意図が何を意図するものなのでしょう。本中間報告にも、養護と教育が不可分なものとして記述されていますが、言葉の上だけのこととしても、このようにねらいと内容を異なった観点で分ける作業は、幼稚園教育や小学校教育と連結する為とするならば、非現実的発想ではないでしょうか。幼稚園と保育所での生活時間の違いや小学校との教育体制の仕組みの中での子どもの学習条件は、異なっていますから、それぞれの教育のねらいや内容は異なると考えられます。つまり保育所での保育は、養護を受けながら子どもの自立が援助されてそれが教育となり、生活の中で、遊びにおける工夫や環境の整備など、更には、養護として関わる人間関係の自発的な状況を通して教育が行われていくという考え方は、現在、幼保に関わる研究者の共通見解となっていると思います。

②ただ年長児において、領域別の発達支援の工夫をすることが、敢えて教育としてまとめられるという見解もありますが、それでも、子どもの学習内容に影響する条件分析を明示することが必要でしょう。何を学習させるための教育なのかという観点から、保育所内における領域設定に終わらず、本中間報告においても随所に詳しくふれている保護者や保育士に関わる諸留意・配慮事項と言う交流方法に関する観点や、テレビやゲームやキャ

ラクターグッズさらには携帯電話使用など現代の具体的な事項への観方も含めて、教育のねらいや内容を考えることも必要でしょう。また、教育の対象となる子どもの学習生活全体を捉えるために、家庭での生活条件との関連や、保育士というおとな側の持つ良識や倫理観などという教育条件にも触れておかなければならないでしょう。敢えてこれらを教育課程との連結を目指すという教育論を展開させようとするならば、当然、幼保とも前記の広い生活内容をも含めた考え方を採用して、「保育課程」という用語に統一すべきでしょう。また、小学校との連携も、保育所側からの資料送付のみを述べていますが、教育の連続性の見地から、日常的な小保の交流のすすめと、就学後の小学校からの報告を求める記述も必要と思います。

3、第4章で、保育所の自己評価について詳細に書かれたことを歓迎しますが、第三者評価の必要性についても述べる必要があると思います。つまり自己認知の社会化による保育所機能の向上を目指すからです。いま、誤った方向に進んでいる第三者評価システムを正し、自己評価を検討する専門的な第三者のチェックの必要性を強調することによって、理事長、園長、主任保育士など管理職の独善的な、強制的な方向に進む状況にある保育所群について社会化の道を開く必要があると思うからです。自己評価の公表が手前味噌にならないようなチェック機構の整備を国が全国統一的に図るべきでしょう。更に保護者からの苦情の受付や対応についても触れて欲しいと思います。特に、保育計画と評価に関しては、**plan-do-see-check**の原理を採用していますが、これはどのように公的なチェックが出来るかを示して欲しいと思います。

4、第6章の保護者に対する支援において、保育士の専門性を示す上で、子どもの最善の利益を守らなければならない立場が明らかになる内容と、それに関連して保護者への保育にかかわる指導の意味の具体的な姿勢の明言化を求めます。この報告では、保護者への適切な支援という用語が用いられていますが、その内容が推測できかねるのです。個々に保育士並びに保育所の専門性が問われる方法論が書き込まれていないと意味が弱くなると思います。それを解説に加えることを期待しています。特に本報告では、家庭養育の補完という優れた意味を持つ概念を用いなくした以上、現在、虐待などが急増してきている多問題化している家庭内の生活への対処を求めることをはじめとして、家庭内への子どもの発達・発育にかなった子どもの心身の健康を計る介入方法の明示が必要でしょう。これこそ保育士の保育に関わる保護者への指導と考えますが、信頼関係を前提としつつも保護者の自己決定や主体性の重視の強調に終わるようにも読まれかねない記述であると思います。すなわち現在、全体的に子どもにとって、社会や家庭が子どもにとって良くない環境であることに注目しての家庭生活の介入という意味も含まれる保育所の専門性が求められているという時代認識を持って欲しいと思います。

5、子どもの発達に関して具体的な記述が必要だと思います。前回の指針の改定作業においても述べられたことですが、「暖かな」とか「豊かな」という希望や理想的な美しい言葉のみでなく、一見大人が悪いと決めつける子どもの言動にも発達としての証しとなるものがあるからです。例えば、大人の目には悪く見える「自己主張」や「わがまま」「仲間

同士のトラブル」「悪い言葉」「ゲームなどのズル」と決めつけてすぐに叱ると言うことではなく、その積極的意義の分かる保育士となって欲しいし、保育所の集団生活が、子どもたちの自律心、自立心や、仲間同士の自浄作用などを引き出す良い機会となるようにしたいのです。一部の叱ることが多い保育士について、OJTやOFFJTにおいてよく発達心理の学習を実地に行えるように強調して欲しいと思います。

6、また深刻ないじめにつながるような事をする個人や数人の集団に関して、注意して意識させることが必要です。他人の欠点や弱いところを探し、攻撃することで自己満足する子どもとその家族への何らかの関わりを持つことで、幼児期のいじめ予防の効果が期待されるからです。また、いじめの対象になりやすい障害児への保育の意義は、記述してある本人やその家族のみの配慮に終わらせず、障害を有しない他の子どもやその保護者に対しても保育所という集団全体での障害児への対応について理解を深めるというノーマライゼーションを実現していくことが必要だと思うのです。

7、告示となった保育指針に述べられている保育内容を実施する上での公的責任があると考えています。そのためには、以下のことを付加して欲しいと思います。

- ①このような保育所保育の実現を図るための費用を公的に保障すること
- ②保育士の質の向上のために免許更新制をはかること
- ③保育所長の資格制を検討すること
- ③保育士養成校のカリキュラムに関して、本保育指針の公示にあわせて、速やかに改正をはかること。例えば「保護者への指導論」「地域福祉論」「保育士論」などが必要だという考えも出ているので、全体的な見直しが必要と考えます。

平成19年8月17日

## 【「保育所保育指針の改定について(中間報告)」への意見】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

## I. 前文について

## 1. 改定の背景

## ◆ 保育の目的を明確にすることが必要

今日の社会や家庭環境の変化による、子どもや子育ての状況を踏まえると、社会全体で将来のわが国を担う子どもの育ちを保障するという理念が大切である。認可保育所(以下「保育所」という)の「目的」が、「乳幼児期の子どもを主体として、家庭との連続性と安定した生活の営みをもって、保護者と協働して子どもの発達を支えていくこと」にあることを明らかにするべきである。

## ◆ 豊かな子どもの育ちと子育てを示す

冒頭に「子どもの魅力、子育ての楽しさ、豊かさ」などを記述することが大切である。問題の列記は悲観的すぎ、広く保護者等も読むことを前提とした前文となっていない。

## ◆ 豊かな発達と教育

(1)で、乳幼児期が「人間形成の基礎を培う極めて重要な時期」であり、「家庭や地域の養育力の低下が指摘される」としており、その後の文章を「保育所においては、乳幼児期の生活の安定のうえで、質の高い養護と教育の機能が求められている」と文章を改められたい。

記載では、「特に、昨年12月に制定された教育基本法に幼児期の教育の振興が盛り込まれるなど、就学前の子どもに対する教育機能の充実が課題となっている。」とあるが、保育に教育があたかもないような誤解を生じかねない記載を、「これに関連し、昨年12月に…」と改めるべきである。

## ◆ 地域子育て支援の位置づけを明確に

(2)では、保育所利用者の保護者への支援に加え、さらに地域の子どもや子育て家庭への支援を担う役割が一層高まっている、とある。

最低基準の位置づけで告示化される保育指針が法的拘束力を持つと、全保育所での取り組みが求められかねない。

小規模保育所も多く、主任保育士さえ最低基準に位置づけられていない状況で、クラス担当の保育士が地域の子育て支援を行うことは事実上困難であり、努力をもって取り組める範囲を超えている。

指針改定に連動した職員体制や財政措置等に関する最低基準の見直しとともに、努力義務から進めての保育所の地域子育て支援機能の強化に必要な体制や財源等の整備を図られたい。

また、このことは、子育ての社会化の共通認識のもとに、「4. 改定に伴う今後の検討課題」にも明記しておく必要がある。



## 2. 改定に当たっての基本的考え方

### ◆ 指針(告示)の簡素化と解説書の位置づけを明らかにする

告示化により法的拘束力がある位置づけとなるが、同時に示される解説書の位置づけ、性格を明らかにすること。

特に、(2)に各保育所の創意工夫や取組みを促す観点から、「内容の大綱化を図る」とされているが、一方で解説がさらに詳細な内容とされることが想定される。

解説書が「行政文書」とされるのであれば、一般的に地方公共団体での取り扱いは、監査の基準とすることが想定される。現場の保育所に混乱をもたらす懸念もある。解説の検討内容について、十分に現場の意見を踏まえ、地域性や保育ニーズの実情に即した展開を確保できるような事項を明記されたい。

## 3. 改定の内容

### ◆ 現場の意見を反映すること

「保育関係者など広く国民の意見を聞きながら・・・」とあるが、検討会より示された中間報告、指針(素案)に対する現場の意見を十分に忖度するようにされたい。

### ◆ 保育所の社会的責任を明確に

利用者保護や保育の質の向上等をはかるためにも保育所の社会的責任を明確にすることは必要である。一方、保育所の保育は、国の制度や市町村行政との連携をもって提供されるものである。指針においてもこの点を明確に示し、国や地方公共団体の責務と保育所の社会責任を明確に記載されたい。特に、保護者等広く一般に提示するものであり、公的な保育制度の役割についての理解を広げるために必要である。

### ◆ 保育の内容、養護と教育の充実

前文の「3. 改定の内容(保育の内容、養護と教育の充実)」において、「上記に関連して、保育の「ねらい」と「内容」についても具体的な内容を把握するための視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であると考えられる。この場合、実際の保育においては、子どもの活動との関わりの中で、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要」と記載している。養護と教育の一体的な提供こそが保育所の保育の特性であるので、「保育士等は、実際の保育においては、子どもの活動との関わりの中で、一人一人の子どもの発達過程や心身の状態に応じて、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。そのために、ここでは、保育の「ねらい」と「内容」についても具体的な内容を把握するための視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であると考えられる。」と改められたい。

また、「誕生から就学までの長期的視野」としているが、保育の視野は就学前までの時期に留まるべきではないため、「誕生から就学後までの長期的視野」と改めるべきである。このことは、次項で小学校との連携を掲げていることから一貫しておく必要がある。

### ◆ 小学校との連携

保育所から小学校に送付される資料として、「幼稚園と同様に」との記載があるが、幼稚園の「指導要録」は修了までに育つことが期待される内容・ねらいを達成する指導事項であり、またその活用の実態も不明である。

保育所では養護と教育を一体的に提供し、生活面での発達過程を踏まえ、教育面の働きかけを行っている。この資料送付については、何を意図して、具体的に何を伝えるのか(伝えるべきこと、伝えられないこと)、また具体的な連携のあり方等を含め、検討し示されたい。

また、こうした資料の作成は、勤務時間内で事務対応することになるが、現行最低基準の体制では困難である。幼稚園教諭の労働環境をも参考としつつ、保育所の適切な労働環境の整備を図りたい。

◆ 保護者に対する支援

保護者に対する支援の必要性については、現場の実践においてより必要であると受けとめており、その充実のための人員体制、ソーシャルワーク機能の強化が必要である。

同様に地域の子育て支援についても必要と考えているが、現行の最低基準とは別にそのための体制や資質の確保、財源が必要である。

◆ 計画・評価、職員の資質向上

現場が混乱しないよう、指針の「自己評価」と第三者評価との関係、さらに行政による監査との関係について、解説書で整理し示す必要がある。

すでに保育所の第三者評価の仕組みが厚生労働省から示されている。この第三者評価の前提として自己点検・自己評価が行われることとなっているが、その取組み内容については、公表することが必要とはされていない。

保育計画、指導計画、個別支援計画等の実行上の基準、内容理解がはかられるよう、解説書で具体化されたい。

#### 4. 改定に伴う今後の検討課題

◆ 趣旨・内容の保育現場等への伝達及び普及

平成21年4月1日の告示化に伴う保育現場への周知・普及のための所要の研修等の実施は、行政として施行前までに確実に実行する責任がある。

特に、現行の最低基準を超える機能の拡大や事業の運営管理上の内容については、その環境整備、実施可能な基盤整備を含め取り組む必要がある。「今後の検討課題」について早期に具現化されたい。

◆ 人材確保と定着に向けて

保育士の人材確保と定着は現場で大きな課題であり、現場に対応を期待するのみでは解決は不可能である。告示化に伴うさらなる保育の質や保育所の機能強化を図るためにも、保育指針の告示化に合わせて資格・資質の向上の仕組みと労働条件の改善を強く要望する。

◆ 保育環境等の整備

業務の効率化については、現場の一定の努力を持って取り組むにせよ、必要な財源の確保、保育環境の改善・充実については、国や地方公共団体が責任を持って取り組むべき事項である。告示化に伴って、新たに保育所に位置づけようとしている機能や事業については、その環境整備や財源を検討課題として示しているものの、現場の自主努力のみに委ねることになれば実現しがたい。

## II. 保育所保育指針(素案)について

### (1)第1章 総則

◆ 保育所保育指針の法的根拠を明記されたい

保育所保育指針は、児童福祉施設最低基準第35条および児童福祉法第39条によるものだけでなく、「児童福祉法および児童福祉施設最低基準等にもとづく」と明記すべきである。

◆ 家庭との緊密な連携の視点を

「2 保育所の役割」の(1)の「入所する子どもの最善の利益を考慮し、」のあとに「家庭との緊密な連携のもと、」という文言を追加されたい。また(2)の「家庭との緊密な連携の下に」の「連携」を実情に合わせて「協働」と変更されたい。

◆ 保護者の意向を「受け止め」について再考すべき

「3. 保育の原理 (1)保育の目標」に「イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性をいかして、その援助に当たらなければいけない」と記載されている。「その意向を受け止め」を「必要に応じその意向を確認し」とすべきである。

◆ 子どもの生きる喜びを

「3. 保育の原理 (2)保育の方法 ウ」に「子どもが生きる喜びをもって」という文言を追加されたい。

◆ 「子ども観」を入れられたい

現行の保育指針第1章「1 保育の原理」には「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている」という記載がある。家庭との連携のもと、子どもを養育していくうえで、子どもはどのような存在であるか、前述のような子ども観を保護者と共有していく必要性があり、加筆されたい。

(2)第2章 子どもの発達

◆ 保育所・家庭との連続した生活を

第12回検討会まで「1. 乳幼児期の発達特性」に入っていた「保育所と家庭との連続した生活全体の中で、子どもの発達過程に応じた必要な経験を積み重ねることが大切である」という文言が中間報告では削除されているが、安定した生活の営みの連続性は保育において欠かせぬ内容であり、加筆されたい。

◆ 子どもの発達過程

「2 発達過程」の文中に「同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程として」という文章があるが、「均一的な発達」という表現は誤解を生じる恐れがあるので、この文章を削除されたい。

また、「子どもに発達の遅れや保育所の生活に慣れにくいなどの状態が見られても(略)～」との記載は、「子どもの育ちはさまざまな条件により、一人ひとりの子どもの発達と特性があることを踏まえて」と改めるべきである。

さらに、「2 発達過程」に「保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である」は、第3章に記載されたい。

(3)第3章 保育の内容

◆ 保育士の姿勢と関わりの視点

現行の保育所保育指針にある「保育士の姿勢と関わりの視点」は実際の保育を行ううえで保育士がもっとも参考としているところであり、解説書で明確に記載されたい。

◆ 発達過程区分ごとのねらい・内容・配慮事項

また解説書においては、発達過程区分ごとのねらい・内容・配慮事項を示す必要がある。

◆ 保育所の特性を踏まえたねらい・内容を

改定案で示された「教育に関わるねらい及び内容」については、幼稚園教育要領とほ

ほぼ同じ内容となっている。しかし保育所には、養護と教育の一体となった保育の特性があり、それを踏まえたねらい及び内容が示される必要がある。下記文言の修正等も含め、内容について再考願いたい。

◆ 養護に関わるねらい及び内容

「イ 情緒の安定（ア）ねらい」の①の「一人一人の子どもに」の後に「一人一人の子どもに応じた愛情豊かで」という文言を追加されたい。また④の「心身の疲れを癒す」という文言も「心身の安定を図る」に改められたい。

「ア 生命の保持（イ）内容」の「④子どもの発達過程に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにする。また、楽しい雰囲気の中で食事ができるようにする」という文章と、「イ 情緒の安定（イ）内容」の「⑤一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、適切な食事や休息がとれるようにする」の文章を入れ替えるべきである。

◆ 教育に関わるねらい及び内容

「イ 人間関係」の⑭の「高齢者をはじめ地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。」という文章を「…いろいろな人に親しみを持ち、関わる。」に改められたい。

また「ウ 環境」の⑫の項のまえに、「日常生活の中で時刻・時間に関心を持ち、見通しを持って生活する」という項を加筆されたい。

さらに「エ 言葉」の「1. ねらい」の③においては「日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語に親しみ、」の後に「様々なイメージを広げるとともに、想像することの楽しみを味わい、」という文言を加筆されたい。

◆ 乳児保育に関わる配慮事項

「イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるようにすること」とあるが、一般に誤解を与えかねない。乳児の「生育歴の違い」を「発達経過」に改められたい。

◆ 「2 保育の実施上の配慮事項」の「3 歳未満児」と「3 歳以上児」の保育発達過程区分にある「おおむね」との表示がここにも必要である。

#### (4)第4章 保育の計画及び評価

◆ 保育計画、指導計画

現場において各計画の目的と内容が浸透するよう、目的と内容および名称（「保育計画」「指導計画」）について改めて検討されたい。

情報公開の対象となる範囲、また個人情報保護との関連を整理されたい。

解説書において「保健計画」「食育の計画」「個別支援計画」などの記載もあり、これらの計画の実行は、事務量の増加につながる。人員体制等、条件整備が必要である。

◆ 保育所の自己評価

すでに保育所の第三者評価の仕組みが厚生労働省から示されている。この第三者評価の前提として自己点検・自己評価が行われることとなっているが、その取組み内容については、公表することが必要とはされていない。

保育計画、指導計画、個別支援計画等の実行上の基準、内容理解がはかれるよう、具体化されたい。

(5)第5章 健康及び安全

◆ 子どもの精神保健面への対応

解説書に子どもの精神保健面における対応を明確にされたい。

(6)第6章 保護者に対する支援

◆ 入所している子どもの保護者への支援

「多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること」との記載があるが、「保護者の状況に配慮する」の前に「子どもの最善の利益を考慮し」と加筆するべきである。

また、「(4)子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること」とあるが、特定するような「発達障害等の障害がある場合や」を削除されたい。また、「発達上の課題」の文言を「発達等の課題」に改められたい。

あわせて(5)の「保護者に対する個別の支援」の事項を解説書に明らかにされたい。

◆ 地域における子育て支援

保育所が地域子育て支援をしていくうえでの条件整備が不可欠である。

(7)第7章 職員の資質向上

◆ 職員の資質向上への条件整備および国や地方公共団体への研修の義務化

「職員の資質向上への条件整備および国や地方公共団体への研修の義務化」を解説に入れられたい。

## 保育所保育指針改定について（中間報告）への意見

平成19年 8月 23日  
（社）全国私立保育園連盟

## 1 告示化・大綱化について

今回、保育所保育指針が告示化され、保育内容に関する最低基準としての位置付けが明確にされることは、保育所保育の質を守る上で意味のあることだと思います。またそれに伴って内容が大綱化されることも、最低基準を守った上で自由で柔軟な保育の実践を可能にする好ましいことだと思います。

ただここでしっかり押さえておいていただきたいのは、平行して作られる解説書はあくまでも解説書であってガイドラインではないということです。中間報告では「解説」となっていますが、検討会では「ガイドライン」という表現も使われていました。行政によって行われる指導監査では、保育所保育指針が法的拘束力を持っていない現在でも、指針に書かれたことを基準に細かな指導がされている現実があります。

「解説」が「ガイドライン」（準則）として示されれば、そこに記載されたことも指導監査の基準とされ、せっかく大綱化した意味が失われてしまいます。自由で柔軟な保育の実践を可能にするために、ぜひこの点は明確にしていきたいと要望します。

## 2 保育所の役割と社会的責任について

今回、保育所の役割とその社会的責任が指針に記載されたことは意味のあることだと思います。

ただし、「4 保育所の社会的責任」として「人権尊重」「説明責任」「個人情報保護」「苦情解決の責任」の4点だけが上げられると、保育所の社会的責任はそれだけなのかと違和感を感じてしまいます。その前にまず「児童福祉施設としての責任」「次の世代を育む施設としての責任」が上げられるべきではないかと思います。

それは「2 保育所の役割」のところに書いてあると言われるかもしれませんが、だとしたら「2 保育所の役割と責任」として一体化した方がすっきりします。

しかし、ここで感じた違和感は、「説明責任」「個人情報保護」「苦情解決の責任」がやたらと強調されている最近の風潮に対する違和感と言った方がよいかもしれません。

それらが不要だと言っているわけではありません。そうではなく、豊かさの中で新たな貧困や生活の崩れや荒れが子どもたちを脅かしている今、児童福祉施設としての責任がもっともっと強調され、その自覚が求められなければならないと思うのです。

なお、「人権尊重」の部分について素案では「子どもの人権を尊重して保育の実施に当たらなければならない」とありますが、意味する内容はこれだけでは不明確です。「子どもを侮辱したり体罰を加えたりしてはならない」といった保育行為上のことと読みとる人もいるかもしれません。本当はもっと広くとるべきで、最もだいにされるべきことは「障害や疾病の有無、家庭の経済状況、保護者の障害や生育歴等の状況、文化・民族の違い等による差別を行わない」ことだと思いますので、そういった規定をもう少し具体的に付け加える必要があるのではないかと思います。

### 3 「養護及び教育を一体的に行う」という表現について

総則の2「保育所の役割」では、(1)で「その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と規定した上で、(2)で「その目的を達成するために……養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」と表現しています。

この(1)と(2)の部分は、社会に対して「保育所とはこういう場です」ということを示す箇所でもあります。

そういう目で見たととき、とくに(2)の部分は、いかにも硬い表現で、「養護及び教育を一体的に行う」など100%おとなが主体となった表現になっています。

子どもを主体にして表現すれば、保育所は「生活の場」であると同時に「交わりの場」であり「学びの場」です。この中に保育所のもつ教育的な側面もあるはずなのですが、「教育」といった途端に(専門性を備えた職員が)「行う」という表現になってしまうのだろうか!という溜息にも似た感想を持たざるをえません。

「保育所の役割」の箇所に記載されたものであるために、おとなを主体にした硬い表現にならざるをえなかったのでしょうか、表現上の工夫がぜひほしいところです。

### 4 「養護」の定義について

私たちは、保育を敢えて養護と教育に分けその上で「一体となって」とする必要をあまり感じません。ただ諸般の事情からこの両者を分けて表現するとしたとき気になるのは「養護」の定義です。素案では「ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行う保育士等が行う援助や関わりである」と定義しています。

「生命の保持」「情緒の安定」が重要であることは当然のことですが、しかしこれでは具体的なある一部だけが表現されていて養護の全体が表現されていないだけでなく、子どもが「主体」として表現されていません。

そうではなく、例えば「養護とは、保育士等が『今のあるがままのあなたが好きだよ』というメッセージを子どもに送りつつ、子どもが安定した生活を送ることができ今現在を健やかに生きられるよう護り支えること」とでも定義すれば、未来を指向する「教育」との対比も明確になり、また、現在を健やかに生きることが成長・発達の基盤ですから、養護と教育の一体性も自ずと明らかになるのではないのでしょうか。

総則の「保育の目標」にある「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」という表現に素直に従えばよいのだと思います。

### 5 保育の計画について

私たちは前に「保育の計画は、(子どもと保育者の)共同の生活の大きな枠組みとしてとらえるべきで、そのとおりに実施さるべき実行計画としてとらえるべきではない。」と提言しました。その視点からしますと、素案は旧来のものと全く変わっていないように思われます。

保育所が全体としての計画を示す「保育計画」は良いとして、問題は具体的な保育の展開にかかわる「指導計画」の部分です。

まず、「指導計画」という語は不適切であり「保育計画」という語に統一すべきです。保育の過程で指導的な面がないわけではありませんが、子どもと保育者の関係は相互的な関係であるべきです。保育の中心は子どもが環境に働きかけて展開する活動であり、子どもの自発的な行動や思いを保育者が受け止めて計画は絶えず書き換えられなければならないのです。ですか

ら、「指導計画」という語は不適切で「保育計画」という語に統一すべきです。

その場合、全体的な保育計画をどう名付けるかですが、「基本保育計画」としてもよいですし、検討会で出されていたように「保育課程」という新しい用語を用いるのもよいのではないかと思います。なじみの薄い言葉ですが、幼稚園教育要領の「教育課程」とも照応しますし、新しく関心を喚起する意義もあるかと思います。

なお、「指導計画の展開」の(エ)では「保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを把握し、記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しや改善を図ること」と記述されていますが、この後段は、指導計画に基づいて見直しを行うかのように誤解されやすい表現ですので、例えば、「保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを記録などによって振り返り、計画の内容を吟味すること」とでも表現を改めてはどうでしょうか

現行の指針での「週、日などの短期的な指導計画の作成」といった細かな規定が今回の素案で消えたことは、私たちは改善と受け止めています。それが「ガイドライン」によって復活し、実質上保育現場を義務づけることがないよう望みます。

## 6 保育の「評価」について

第4章は「保育の計画及び評価」となっています。保育の展開の過程は上記のようなものですから、計画とその振り返りはセットのもので

しかし、素案ではその振り返りの過程が十分に語られず、「保育士等の自己評価」にすり替えられています。

私たちはまず、「保育の振り返り・省察」が明確に位置づけられるべきだと考えます。その振り返りの中には、計画自体や保育士自らの言動が適切であったかどうかの評価も含まれるでしょうが、まず必要なのは保育の過程の中で生じた事実、とくに子どもの行動の事実の中から意味を汲み取っていくことです。その中から次の計画が生まれます。

次に強調したいのは、個人としての「保育の振り返り・省察」と同時にそれをもとに様々な見方を出し合う保育者集団としての「共同省察」が重要だということです。

この過程を「評価」という言葉で表現することは適切とは言えません。「評価」と言ってしまうとどうしても「良かったか悪かったか」「出来たか出来なかったか」の単純な「チェック」の方法に捕らわれてしまいがちですし、管理手法として用いられるPDCAのサイクルが保育の過程にそのまま使えるように思うのは危険だと思います。

なお「保育所の自己評価」や「保育士等の自己評価」は必要でしょうが、それは上記のことと明確に区別してほしいと思います。

また、「保育所の自己評価」について「保育内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましい」とありますが、保護者はともかく地域住民等の意見を聞くことが望ましいかどうかは疑問があります。最低基準第36条もそこまでは言っていません。

## 7 職員の資質向上について

職員の資質は保育の質の大きな鍵を握っています。職員の資質向上が重要な課題であることはいまでもなく、今回、一つの独立の章となったことは大きく評価できることです。

ここで、ぜひとも基本的な視点として押さえていただきたいことは、職員は、保育の仕事に携わることを通して、人間的にも専門家としても時間をかけて育っていく存在だということです。



建前上そう書かざるをえないのかもしれませんが、全編を通してあたかも専門家として完成された保育士が保育を行うかのような記述が見られ、現実から明らかに乖離しています。そうではなく、保育の場は、子どもが育つ場であるとともに、保護者も保育者も共に育って行く場であるということを基本に、この章はもとより指針の全体を構成していただきたいと思います。

## 8 子どもの発達について

「乳幼児期の発達の特性」の(3)で「この相互の関わりを通じて……情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される」とありますが、重要なことだけに、もう少し乳幼児期に相応しい、また分かりやすい表現ができないものでしょうか？

関連して、「総則」の「保育の目標」の(ウ)として「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」とあります。「人権を大切にすることを」「道徳性」もだいじなことです。それだけに、乳幼児期においてそれらはどういうことなのかが分かるような表現が工夫されるべきではないかと思います。

なお、子どもは直線的に発達するのではなく、足踏みしたり、退行したり、横道に逸れたりしながら発達していくことをどこかで表現した方がよいと思います。

また、子どもの発達の筋道を参考のために記すのであれば、小学校との連携を考える以上は、6歳を超えて小学校低学年くらいまでの発達の過程を示していただけるとよいと思います。

## 9 五領域について

「幼稚園教育要領と整合させながら作成したものなので、そう言われても困る」と言われることを覚悟で気になる点を示します。

大きく気になる点は、五領域が並列的で構造化されていないことです。例えば「言葉」との関係だけを見ても「人間関係」は他の領域と並列的なものではなく、他の領域の基礎となるものだと思います。

五領域の一つとしての「環境」という用語は一見して理解しにくい用語です。人間も文化財も重要な環境ですが、それらはここでは除かれているようにも思えますし不明確です。「ねらい」や「内容」に記載されたものから逆に推測すると、「自然と地域社会」とでも名付けた方が分かりやすいと思います。

「環境」の領域の中に「数量」「図形」「文字」が含まれています。自然の領域の延長線上にある抽象的・論理的な思考につながるものとしてここに含まれているのでしょうか、「文字」は、むしろ「言葉」の領域に含めるべきものではないでしょうか。

五領域の一つとしての「表現」という語は、内容から言って「感性と表現」あるいは「感性・イメージ・表現」とでもした方が、より適当ではないかと思います。

## 10 保育の内容について

前文で「ねらい」は……「子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などの事項」とありますが、もっと踏み込んで、様々な習慣、能力、知識などが実際には求められているのではないのでしょうか。実際にはそれらを念頭に置きながら保育がなされているにも関わらず、心情、意欲、態度といった具体的でない表現に収めているところに実際の保育との乖離があるように思います。

例えば「健康」の「ねらい」の②に「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」とありますが、これなども「自分の体を十分に動かし、身体の様々な機能を伸ばす」とすべきところでは。

同じく「健康」の「内容」の⑨では「危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」とありますが、「安全に気を付けて行動する」こと以上に、より積極的に「危険を察知し自らを守る力を身に付ける」としたいところです。

「言葉」の「ねらい」の③は「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる」となっていますが、趣旨のよく分からない表現です。「保育士や友達と心を通わせる」は改めて言わずともよいことで「絵本や物語などに親しみ、」に続く文章としては、むしろ「言葉を通してイメージの世界に入り込み行き来する面白さを体験する」とはっきり書いた方がよいと思います。

なお、「環境」の「内容」に上げられていませんが、「地球環境の問題への関心」を含めることも、これからの時代を生きる者として必要ではないでしょうか。

### 1.1 保育の実施上の配慮事項について

「保育の実施上の配慮事項」として上げられているものに付け加えてほしい事項として気がついたものを以下に列挙します。

#### ◇ 乳児保育に関わる配慮事項で付け加えてほしい事項

「適正な規模で生活するよう配慮し、静かで落ち着いた雰囲気を保つこと」

「保護者と連携し、24時間を通した生活リズムを整えるようにすること」

#### ◇ 3歳未満児の保育に関わる配慮事項で付け加えてほしい事項

「場面に応じて適当な小グループに分け、子どもが落ち着いて行動できるようにすること」

「ひとり遊びが落ち着いてできるよう保障し、みたて遊び、つもり遊びなど、ごっこ遊びへの芽生えを培うこと」

#### ◇ 3歳以上児の保育に関わる配慮事項で付け加えてほしい事項

「今日はこう、明日はこうする、といった生活の見通しを子ども自らが持てるようにすること」

「五感を通して感じとること、実体験を通して学ぶことを第一にしつつ、図鑑など各種の教材を参照しながら学んでいくよう配慮すること」

「冒険心や探究心が十分満たされるようにし、自ら学ぶ意欲が育つようにすること」

#### ◇ 障害のある子どもの保育に関わる配慮

障害のある子どもの保育については「保育の実施上の配慮事項」では触れられておらず、「指導計画の作成上、特に留意すべき事項」の中で触れられています。

しかし現実には、「障害がある」とも「ない」とも見極めがつかないグレーゾーンの子どもの多数いて、その中で保育が行われているのが現状です。

ですから、「障害がある子」と認定し個別の特別支援計画を建てて保育するというふうにはなかなかなりにくく、むしろ、それらしい子どもも含めて個別に配慮しながら、一緒に生活を通してお互いに学び合っていくという保育者の覚悟と配慮が必要なのだと思います。

### 1.2 保護者との関係について

今回、現行指針の「家庭養育の補完」という言葉が消えたことは、保育所のより積極的な役割が求められている現状からいって当然のこととはいえ、大きな改善点だと思います。

前に私たちは「保育は、保育者と保護者が共同して子どもを育てるという基本姿勢の下に営まれるものである」と提言しました。さらに付言すれば、保育者と保護者の関係はそれぞれが主体であるものどうしの相互主体的な関係でありたいのです。しかし、このことはなかなか容易なことではありません。

この視点から素案を読みますと、この関係があまり適切に表現されているとはいえないように思います。

まず「保育所の役割」の(4)に「保護者に対する保育に関する指導を行う」とありますが、「指導」という言葉は適切とはいえません。もともと児童福祉法第18条の4の規定が良くないのですが、保護者との関係はできるかぎり共同的な関係であるべきことから考えれば、例えば「情報提供、助言等の援助」または中間報告で使っているように「支援」とすべきです。

一方、「保護者に対し、その意向を受け止め」という言葉が数カ所見られ、誤解して受け取られやすい箇所です。私たちは「意向を受け止める」とは必ずしも「意向を何でも受け入れる」ことではなく、保護者の思いや背景を十分に受け止めるという意味に解釈します。

保護者との関係は、実際にはなかなかきれいごとでは済まず困難が多いのですが、それでも、「子どもを中に挟んで共に悩み、又成長の喜びを共にすることを通して共有するものを広げていく」という「子育ての協同」の視点を基本に置くことが必要だと思います。

### 1.3 小学校との連携について

素案が「保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること」としていることについて、基本的には異論はありません。

中間報告には「幼稚園と同様に」とあり、「市町村の指導の下に」となっています。としますと、市町村教育委員会の指導の下に、現在幼稚園において使用されている「指導要録」の送付が義務づけられる可能性が高いように思います。

ただ、現在幼稚園において使用されている「指導要録」が果たして「子どもの育ちを支えるための資料」になっているかどうかは疑問が多いところです。下手をすれば、ただ事務量を増やすだけの結果であったり、子どもに対する評価をある枠にはめる結果となって保育にはねかえってくる恐れもなくはありません。

この「資料」の様式や使い方を市町村に任されては困ります。これについては文部科学省や中央教育審議会と十分協議をし、本当の意味で「子どもの育ちを支えるための資料」となるようなものにされるようお願いいたします。

### 1.4 保育環境等の整備について

現在、保育所が置かれた状況の下で、この指針素案の内容を実施することは実は容易なことではありません。むしろ、職員の非常勤化など、保育の質を確保する困難さは増しているときえいことができます。

その点、中間報告が、「保育所における人材の確保と定着」「保育環境等の整備」「必要な財源の確保」「保育の質の向上のためのプログラムの策定」などを提言していることは心強いところであり、私たちとしても訴えて行きたいと思います。

以上

## 保育所保育指針改定に関する検討会」中間報告に対する意見

平成 19 年 8 月 23 日  
日本保育園保健協議会

保育所保育指針の改定について平成 19 年 8 月 3 日中間報告が出された。その中に保育所へ期待される役割として、質の高い養護や教育の機能と並んで、地域の子ども・保護者に対する支援が大きく掲げられている。

また、この報告の中には、随所に“子どもの最善の利益を考慮し”と掲げられているが、この言葉の意味するところが不明確で、まだまだ「社会のための保育所」の感が拭い去られていない。特に病児、病後児保育これはまさに医療であり、これからの保育所保育の対象外とすべきである。

あくまで“子ども本位の保育所”を目指すべく、考え方を根本的に改めるべきである。そのために、保育される子どもたちの心身の健康を守る立場から以下の提言を行いたい。

### I. 保育所保育指針の改定について(中間報告)(骨子)

#### 1. 改定の背景

##### 1) 保育所に期待される役割が深化・拡大している

この深化・拡大の具体的な説明が不十分で理解しにくい

なお、この役割の中に“子ども本位の”質の高い養護と教育の機能と明確に記してほしい。

#### 2. 改定に当たっての基本的考え方

##### 1) 明確で分かりやすい表現とあるが、もっと具体的で現場に即した表現が必要。

#### 3. 子どもの最善の利益を考慮し

中間報告の随所に“子どもの最善の利益を考慮し”と出てくるが、単に児童の権利に関する条約からの引用で、まだ十分この言葉の意味するところが伝わってきません。

そこで、この言葉を生かすためには、これから保育現場では何をどう変えれば良いのか、具体的に示すべきと考えます。

それこそ「子ども本位の保育」の方が分かりやすい。

### II. 保育所保育指針の改定について(中間報告)平成 19 年 8 月 3 日

#### 1. 改定の背景

##### 1) 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきている、と幾つか挙げて説明されているが、これは 7 年前にもすでに取り上げられており、最近急に変わった問題でもないと思うが。

したがって、大きく変化する中に関しては、もっと説得力ある説明が必要と思われる。

さらに、深化・拡大も理解に苦しむ。

むしろ、“子ども本位の”質の高い養護と教育が求められてきた。とした方が理解しやすい。

- 2) 乳幼児期は、子どもにとって人間関係形成において最も大切な時期で、この時期は家庭を中心とした育児の支援を中心において考えることのできる就労環境の整備が必要であり、あくまで保育所での養護・教育は特例として扱うべきであろう。

## 2.改定に当たっての基本的考え方

### 3.改定の内容

#### (保育所の役割)

乳幼児期の人間関係形成において最も大切な時期の保育所での養護・教育に関しては、その人材や環境に関して特段の整備が必要で、現状の保育環境のもとでは極めて不十分と考えられる。

病児保育に関しても、ほんとうに保育所が対応すべき環境が整備されているのか、ただ便利であるだけでは運営できず、その質が問われる。

#### (保育の内容、養護と教育の充実)

これからの保育所は、施設長、保育士、栄養士、看護師など乳幼児保育・保健の専門職が連携して運営していかなければならず、特に栄養士や看護師は専門職として全園に配置が可能となる財政的措置が必要になる。

嘱託医の役割も大きく、その基本業務を明確にし、契約書を義務化すべきであろう。

#### (小学校との連携)

#### (保護者に対する支援)

#### (計画・評価・職員の資質向上)

保育士をはじめ、看護師、栄養士等の職員の生涯研修(学習)制度の確立が急がれる。

保育保健に関してはすでに日本保育園保健協議会において生涯研修システムが動き始めており、国はこのようなシステムの活用、委託研修等も検討して欲しい。

## 4.改定に伴う今後の検討課題

### 1) 保育所における人材の確保と定着

保育士には生涯研修システムなどを整備して、各自の資質の向上が保証される

環境の整備が重要である。

栄養士、看護師に関してはそれぞれの専門職としての雇用契約を確立する必要がある。

嘱託医に関しては、改定に沿った基本的な役割を確認してもらい、その業務をこなすための出勤回数など、具体的勤務内容を明記した契約書を取り交わし、職務を果たしてもらおう。

## 2) 保育環境等の整備

保育の充実に欠かせないのか遊び(活動)の場である。屋外の園庭、室内でのホール(体育館)の整備は不可欠である。

保育保健の拠点となる保健室の整備と共に、ここに常駐する看護師が必要となる。人材と環境を整え、保育保健の質の向上が促進される基盤が整うことになる。

# Ⅲ. 保育所保育指針(素案)

## 第1章. 総則

保育の期待される役割、保育の目的をかなえるための保育所の構造的に備えなければならぬもの。必要な人材を再検討するべきであろう。

## 第2章. 子どもの発達

### 2. 発達過程

#### (4) おおむね 2 歳

-----自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる

この箇所にある、意思は 2 歳の子ですので感情などの方が適切ではないでしょうか

## 第3章. 保育の内容

### 1) 保育のねらい及び内容

#### イ. 情緒の安定

一人一人の子どもに保育所生活の中で、その子ができることで、みんなのために役に立つことを探して、年齢に応じて最低 1 つは役割分担として持たす。(家庭においても、家事の分担を持つよう指導するなど)

### 2) 保育の実施上の配慮事項

#### (2) 乳児保育に関わる配慮事項

ア. 抵抗力が弱く、心身のすべての機能が未熟である。この対象を感染症から守るためには、学校保健法に準じては対応できません。

具体的には、DPT(三種混合)、MR(はしか、風しん混合)などの予防接種が済んでから入所することを勧める。

イ. 親子の基本的信頼関係が構築されてから、保育所における保育は開

始されることが望ましい。そのためには就労環境の整備と家庭への支援が不可欠である。保育所においては、特定の保育士が関わり、保育の時間もなるべく短くすべきである。(最大 4～6時間程度に短縮可能な就労環境の整備も必要)

- ウ. 2 行目――栄養士及び看護師等が配置されている場合は、――  
ここでは、乳児保育に栄養士及び看護師が必ずしも配置されていなくても良いと解釈されますが、いいのですね  
少なくともこれからの、乳児保育に栄養士及び看護師の配置なしなど、考えられません。

### (3) 3 歳未満時の保育に関する配慮事項

ア. 2 行目――適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること

この文の中に予防接種のことも含まれているのですね

### (4) 3 歳以上児の保育に関する配慮事項

イ. みんなのためになることを、自分の役割分担として果たしていくことで、情緒の安定が維持される。

## 第 4 章. 保育の計画及び評価

## 第 5 章. 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本である。

保育所で保育保健を展開するためには、まず核と成る常勤の看護師を確保し、保健室を整備し、嘱託医とは業務内容を明確にした契約を結び、組織的にまた計画的に運用する方向で進んでもらいたい。

## 第 6 章. 保護者に対する支援

### 1. 保育所における保護者に対する支援の基本

#### (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

1 日 8 時間以上の保育、病児保育、乳児保育、休日保育など  
充分考え直さなければならない。

### 2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

#### (3) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

子どもの福祉をの前に健康を入れて、

子どもの健康と福祉を重視する。としていただきたい

このような条件の下で、延長保育、病児保育、乳児保育などが

本当に展開できるのでしょうか、かなり難しい問題であり、従来の対応ではとても危険と言わざるを得ません。

## 第 7 章. 職員の資質向上

## 保育所保育指針の改訂にあたっての保育園看護職からの意見

2007年8月23日

全国保育園保健師看護師連絡会

今保育所には、産休明けからの乳児保育、障害児の統合保育や病児・病後児保育及び延長・夜間保育、アレルギー除去食児の対応、一時保育をはじめとした地域子育て支援等々、幅広い多様な機能が求められ、各地での取り組みが進んでいます。平成19年度「新しい少子化対策」では、全ての子育て家庭への支援策として、4ヶ月までの全戸訪問や、病児・病後児保育（保育所自園型）、障害児保育、食環境づくり等の充実がうたわれるなど、低月齢からの子育て支援や、健康支援活動がますます求められるようになってきています。

今回の保育指針の改訂が、こうした多様な子育て支援業務の広がりを反映し、さらに看護職等も含めた専任の職員配置など、保育・保健業務の実施にあたっての人的・環境面での裏づけを伴った、実効性のある改訂になるよう期待し、当会として意見を述べたいと考えます。

保育所では入所児童が低月齢である特殊性から、きめ細かい配慮や対応が日々求められます。現行の保育指針では、保健・医療の知識が求められるこうした領域に、主に嘱託医が指導的役割を果たすよう多くの項目のなかに盛り込まれています。

日本保育園保健協議会の会員嘱託医アンケートによると、嘱託医の診療科目では小児・内科医が53%、嘱託医の定期来園回数は多くて年5回が47.9%、定期健康診断年2回のみが24%であるとの調査結果でした（『保育と保健』第10巻第2号）。

来園回数の少なさに加えて、巡回の時間も外来診療の合間であることも多く、子どもたちが寝ている午後の時間であったりもします。そうしたことから、嘱託医の健診では、そのときの健康状態を診ることが中心になり、発達障害や疾患をかかえた子どもたちへの保育上の相談等に対して、嘱託医がかかわることは難しいのが現状です。指針に書かれているような多岐にわたる嘱託医の役割は、日々看護職が保健的視点で観察し問題点を捉え、嘱託医と連携しながら実際の保育の現場で対応していく事で、より実効性が高まっていると考えます。

保育所には、今約5千人の看護職が配置されております。1969年及び1977年厚生省通達などで示されたように、看護職は乳児保育実施に伴って配置されるようになりました。看護職の業務は、30数年たった今では乳児ばかりでなく、全園児の健康・成長発達の管理、予防接種・感染症把握から衛生管理、疾病や障害児の療育・医療との連携、保護者・職員に対しての健康教育、食生活や生活習慣づくり等々と広がり、経験を積み重ねてきています（別紙資料「保育園保健業務の活動領域」参照）。

このように、専任配置された看護職が今や病児や乳児保育での役割に留まらず、嘱託医とともに入園児童全体の健康管理をおこなっている実態をも考慮し、さらに地域の健康子育て支援での役割を展望し、より踏み込んだ内容になるよう望みます。



## 中間報告骨子案及び素案を受けての意見

### 1、保育にかかわる職員・専門職のパートナーシップの発展

- ・ 保育ニーズの多様化に伴い、幅広い養護・教育の一体化が求められています。そのためには現行の保育士と嘱託医の役割だけでなく、看護師・栄養士の配置・役割の明記が必要です。
- ・ その他医療・療育・心理などの専門職との、それぞれの専門性を尊重したパートナーシップを発展させることが保育の質の向上につながると考えます。

### 2、第5章「健康と安全」について

- ・ 保健活動の全てにおいて、嘱託医とともに看護職の役割が必要と考えます。
- ・ 乳幼児の健康・安全に配慮するためには、家庭とは異なり集団保育であることという視点から、突発的な対応だけでなく年間を通じた日常業務として、集団保育における感染症の予防対応、軽度の症状及び体調不良児への対応、事故予防対応を位置付ける事が重要です。
- ・ 障害のある子どもの保育とあわせ慢性疾患の子どもの保育にも言及が必要と考えます。  
特に近年、アトピー性皮膚炎でのスキンケア、アレルギー除去食対応、喘息など慢性疾患をもつ子どもの入園も増えています。科学的な根拠のある除去食実施のためには嘱託医の役割と主治医との連携が必要です。当然保育上の配慮が多く必要となっています。
- ・ 近年、宗教や国籍の違いによる食習慣の違いへの理解と対応が求められることが多くなっています。中には食物アレルギーと混同した理解から特定の食品を排除する家庭も見受けられます。それぞれの家庭の考えの尊重と子どもの発達や健康上の配慮への言及が必要になっています。
- ・ 「健康増進」の項では、基本的な生活習慣、健康・安全面においても、日常生活の中での清潔等の生活習慣づくり、科学的根拠をもった健康教育や安全教育が必要になっています。保健・保育計画に位置づけ、看護職が保育士と連携しながら生活の場面に即して行っております。
- ・ 「食育の推進」の項では、体調不良、食物アレルギー、障害や疾患のある子どもなどについては、栄養士とともに看護師も専門性をいかした対応を実際に行っており、反映されるのが適当と考えます。

### 3、第6章「保護者に対する支援」について

- ・ 園児の保護者に対しては保健だよりの発行や保護者会での保健指導を、地域の保護者向けには保健情報の提供等を行っています。
- ・ そのほか、健康相談・育児相談・助言、また疾病や障害を持つ保護者への対応、関係機関との連携等でも、保健的視点をもつ看護職の役割が求められています。

### 4、第7章「職員の資質向上」について

- ・ 職員の研修については、保健分野全般、体調不良児の保育の研修等を含めた保健面での充実を望みます。
- ・ 看護職が保育士等に対して、環境衛生管理や軽度な疾病・症状への対応など、必要な保健

知識の伝達を実際の保育現場で行っています。こうした実践的な研修も職員研修として有効性があると思われます。

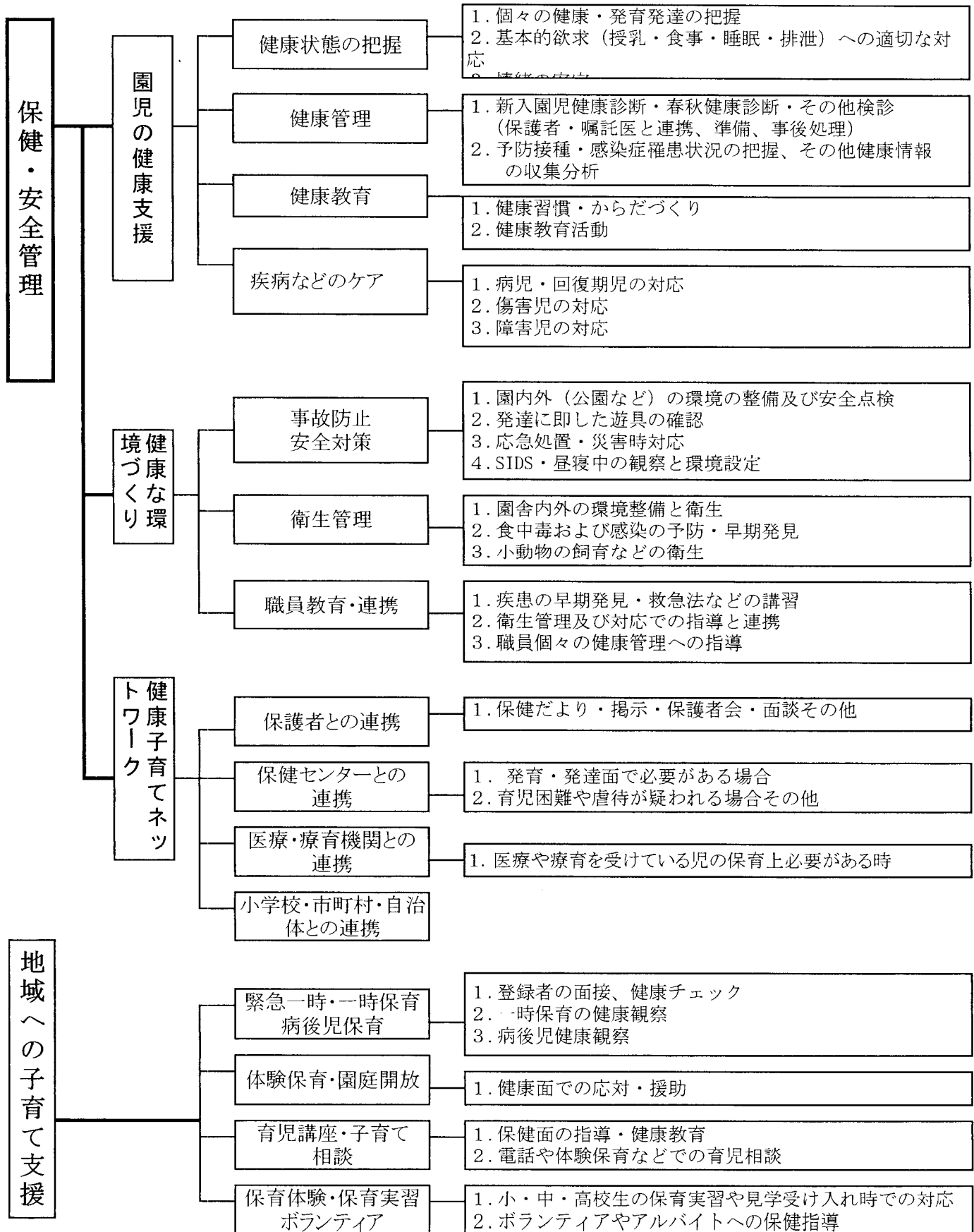
## 今後の課題

発育が未熟で抵抗力も弱い乳幼児が集団で、しかも長時間保育の現状の中では、学童の感染予防対応を中心とした学校保健法の適応だけでなく、個々の療養効果の面からの登園基準づくり、またアレルギー除去食への対応や薬の扱い等、保育所と嘱託医・主治医など地域の医療機関との連携が必要な場合が多くなっています。

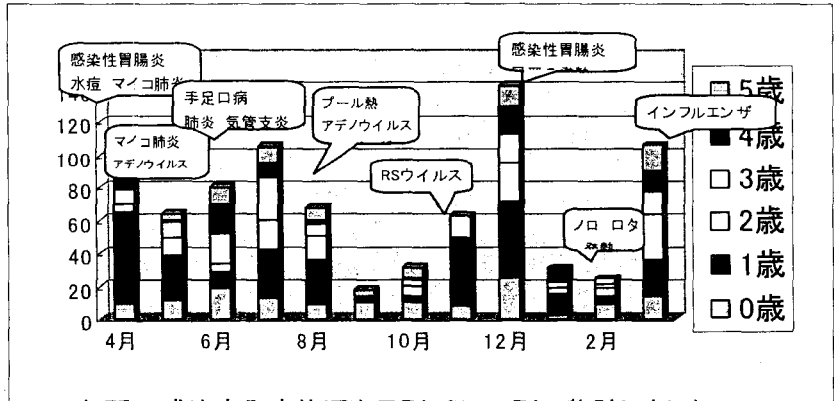
さらに、現状の保育水準を引き上げ、個々と集団の健康管理を実効あるものに発展させるためには、児童福祉施設最低基準の改訂をはじめ、以下のような課題改善に向けた取り組みが必要と思われます。

- 1、保育ニーズの多様化を背景に、子どもたちの心身共の健康を図るためには、
  - ・保育所の職員の最低基準に看護職と栄養士の配置を位置づけることを望みたい。
  - ・入所児の健康診断については乳幼児の健全な発育・発達の経過を診ることができる健診の内容と回数を望みたい。
- 2、一人一人の子どもの欲求を受け止め、安全で安心できる保育環境を整えるには  
クラスの規模、室内・園庭の広さ、職員配置基準等の抜本的な見直しを望みたい。
- 3、家族が健康に過ごすためにも、保護者の就労と家庭生活の両立支援を以下のように望みたい。
  - ①父母ともに育児休暇取得率の大幅な向上に向けた取り組み
  - ②子どもの病気時の休暇は、父母ともに取得できるような職場環境の整備
  - ③子育て中の保護者の短時間就労の確保

## 保育園保健業務の活動領域

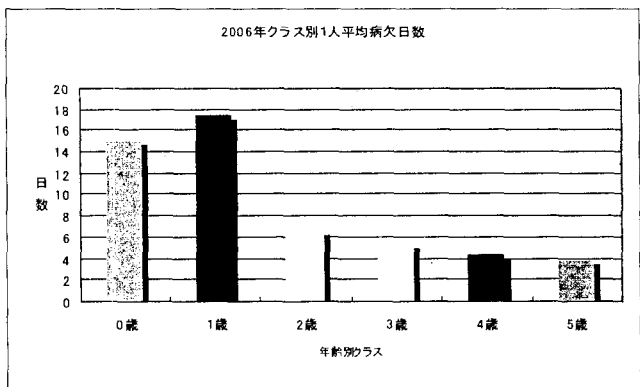


1、2006年度の一年間の月別病欠出席日数(A保育園)



\* 一年間の感染症発生状況を月別・クラス別に集計しました。

2、2006年度 クラス別病欠出席平均日数



\* 一年間の病欠出席平均日数をクラス別に表しました。

\* 免疫力・抵抗力の弱い0歳・1歳の乳児の欠席日数が多くなっています。

3、体調不良による早退状況(H19年8月1~10日)

(4園合計集計)

クラス	園児数	早退人数	お迎えまでに要した時間					症状(発熱)		その他の症状
			30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	3~5時間	37.8℃	38.0以上	
0歳	36	7	3	1	2	1		1	6	39.4~40℃と上昇
1歳	55	16	4	4	3	4	1	1	15	38.8℃と嘔吐・下痢
2歳	64	6		1	1	2	2		6	熱・発疹・咽頭痛
3歳	75	5	1		2		2	1	4	39.2℃と上昇
4歳	75	10	1	2	2	3	2	1	9	39~40℃と上昇
5歳	76	2			2				2	
合計	381	46	9	8	12	10	7	4	42	

\* 体調不良による早退人数とお迎えまでに要した時間を集計しました。(全体園児数の12%であるが、0~1歳では14.2%である)

\* その他の所では、お迎えまでの熱の上昇や症状の変化を記載しています。(診断名は夏かぜや胃腸炎など)

平成19年8月23日

## 保育所保育指針・中間報告について

社団法人 日本栄養士会  
全国福祉栄養士協議会  
協議会長 政安 静子

### －食を通した、子どもの育ちと保護者の子育て支援に向けて－

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う保育の目標を達成するためには、子どもの発育・発達段階に応じた豊かな食体験を通じて「食を営む力」の基礎を培う「食育」が重要である。

保育所保育指針の改定にあたり、食育推進の一端を担う管理栄養士・栄養士の立場から、以下のことを意見したい。

#### 1. 子どもの育ちへの支援

一人ひとりの子どもの最善の利益を守るため、子どもの心身の発育・発達の状態に応じた食育の計画を栄養士、保育士等が連携して作成する。食育計画は、保育計画及び指導計画に位置付けるとともに、栄養士、保育士等が協働して食育の推進を図る。

##### ○食育の計画の作成

「保育所における食育に関する指針」に基づき、保育計画に連動した「食育の計画」を施設長の責任の下に、全職員が連携、協力して作成し、保育の内容に食育を位置づける。

栄養士、保育士等は食事の提供を含む食育の計画を作成し、実践、記録を通してその内容の評価・改善を図ることにより、保育の質の向上が期待できる。それにより、なお一層のそれぞれの専門性を高めていきたい。なお、保育指針に食育の計画、評価、改善が明記され、解説で説明されることにより、さらに強化されるものといえる。

#### ＜資料＞平成18年度児童関連サービス調査研究等事業

##### 「食育政策の推進を目的とした保育所における食育計画に関する研究」

当調査では、栄養士の配置は全体の約38%に常勤で配置され、そのうち公立園は16.1%、公設民営園55.6%、私立は61.5%とその差は大きくなっていった。

栄養士の配置の有無と食育の計画づくり実施状況との関連をみると、体制づくりから計画・評価・さらには家庭・地域との連携のすべてにおいて栄養士が配置されている園で有意に実施度が高い結果となっていることが報告された。

平成17年社会福祉施設等調査では、保育所栄養士数は8,670人(38.3%)、公営では2,764人(23.5%)、民営では5,906人(54.3%)が配置されている。保育所に直接配置されていない場合でも、市町村保育所全体の食事内容や食事提供の質の維持・向上を図る観点から、市町村の児童福祉主管課に管理栄養士・栄養士が平成18年7月1日現在55.4%配置され、食育推進の一役を担っている。

## ○安全、安心、適切な食事の提供

保育所での食事やおやつを食べる時は、子どもが生活と遊びをつなげ、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しめるよう環境を構成していくことが重要である。栄養士が調理員や保育士等と連携し、食育の視点から生命の保持、情緒の安定などの養護的側面と、そして教育的側面の両面を配慮し、適切な食事の提供を行う。

また、保育所の調理室を活用し、食事を提供できる特徴を十分に活かした食育活動を展開することにより、子どもにとって「食」をより身近なものにしていく。

なお、子どもは細菌に対する抵抗力が弱く、年齢が低いほどリスクが高くなることから、安全、安心な「おいしい食事」を提供するために、食中毒予防の観点を中心として、食材の安全確認、調理室内の衛生管理、食事環境の整備、調理体験への配慮等、リスクマネジメントを図る。また、子ども自らが調理の体験をする場合には、栄養士としての専門性を生かし、子どもに豊かな体験を積み重ねることができるよう安全面・衛生面の十分な配慮をする必要がある。

## ○健康増進への支援

すべての子どもたちの育ちの保障を視野に入れ、生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、適度な運動、休養、食生活の充実を通して、子どもが、自らの体や健康な生活をつくりだす力を養う。また、子どもの健康状態を定期的、継続的に把握し、肥満傾向、肥満、やせ等、健康の保持増進への影響を認められる場合には、嘱託医、保育士や栄養士及び看護師等が連携し、保護者に連絡して早期に対応することにより健康の保持増進に努めていく。

## ○乳児保育における食育

乳児保育における食育においては、一人ひとりの子どもの生育暦の違いに留意しつつ、一人一人の子どもの発育・発達の状態や健康状態に応じた食育計画を作成する。

特に、乳汁から離乳食、幼児食へと移行する過程にあたり、生活リズム(食事リズム)や食べる意欲を育む観点から、家庭での食事の状態に合わせ、保育士や栄養士及び看護師等、乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、個別の離乳計画を作成し、保育所と家庭とで一体化して食育を進めていく。

## ○特別の配慮を必要とする子どもへの支援

体調不良の子どもや病気回復期の子ども、食物アレルギー、障害のある子ども等に対する食事の配慮は、一人一人の心身の状態に応じ、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に個別対応するとともに、栄養士の専門的な知識、経験を活かし、保護者の理解と協力等を得て適切に対応する。なお、継続する場合は定期的に経過を評価・確認したうえで進める。

## ○地域とのネットワーク

地域の資源を活用する観点から、地域の農家や商店等の食物の生産や流通に関わる事業者や、地域の保健所・保健センター等、関係機関と連携・情報の共有化を図り、保育所での食育実践を充実したものとする。また、子どもが生活や発達の連続性を考慮し、食育の観点から小学校との連携を進めていく。

## 2. 家庭の養育力を高めるための支援

### ○保育所に入所している保護者に対する支援

保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、一人一人の保護者の家庭での状況を踏まえ、栄養士、保育士等が連携し、保育所における食事の様子を伝えたり、食事づくりへの助言をしたり、子どもの育ちを伝え喜びを共有する。また、子どもの送迎時、連絡や通信、保護者懇談会や保育参加や行事を通し、食育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図る。

### ○地域で子育て中の保護者への支援

地域で子育て中の保護者は子どもの食に関する疑問、悩みが子育て不安の大きな一因となっており、育児不安や育児放棄に至るケースも現れてきている。栄養士の専門的な知識、技術を活用し、食事相談、保育所の献立紹介、離乳食作りなどの食に関する体験等を通して食育活動に取り組むとともに、食生活を中心とした子育てに関する情報を発信し、食に関する不安や負担感の軽減に努め、子育てが楽しくなるよう積極的に支援していく。

## 3. 保育所の栄養士の専門性の向上

より質の高い保育を目指し、多様かつ複雑な保育ニーズへの対応や子育て支援等のサービスの提供を図るためには、保育所の職員がそれぞれの専門性を向上させ、職員間のチームワークや協働性を高めることが必要である。

### ○現職者の資質の向上

食育など具体的課題について共通理解を図り、積極的に協働するためには、倫理観や人間性など職員全体の資質の向上をねらいとするもの、保育士、栄養士などそれぞれの職種の専門性の向上をねらいとするものなど、職員一人ひとりが、カンファレンスなどの実践や研修を通して仕事への意欲、モチベーションを高めるように努めなければならない。それには、関係団体と連携して研修等の資質向上を図り、さらには調査研究の充実を図るよう努めることが必要である。

全国福祉栄養士協議会では、年1回の全国研修会と全国3会場での専門研修会を実施し、自己研鑽の場を提供しているが、今後一層、こうした責務を果たしていきたい。

専門研修会では、平成18年度は「幼児（年長）食育プログラムの作成と食育」をテーマに研修を行い、年長児童を対象に、食事バランスガイドを活用した塗り絵による食育の実践を学習した。研修終了後、研修で学習した食育を各保育所で実践し、その効果判定を行った。19年度は「乳児保育における食育」をテーマに、保育所栄養士による乳児食育マニュアルの作成し、「乳児保育における食育」の実践を学習し、その効果の検証を行っている。

### ○栄養士等養成課程における教育の充実

栄養士等の養成校においても保育内容の理解を深め、保育の充実のために専門性を生かすことができるよう、栄養士教育及び食育に関する研究の充実を関係者と連携し推進してまいりたい。

以上、保育所保育指針の改定を機に、他の保育団体、保健関連団体とも連携し、保育の質の向上に貢献していくことができよう努めていく所存である。

## 保育所保育指針の改定について(中間報告)への意見

全日本自治団体労働組合(自治労)

&lt;担当:自治労社会福祉評議会・保育部会&gt;

## 1. 前文部分について

## 2. 改定に当たっての基本的考え方

- 大臣告示とすることによる保育所が遵守すべき最低基準としての法令上の位置づけ、各保育所の創意工夫や取組を担保する大綱化、などが図られており、また改定の内容においても保育所保育が「家庭養育の補完」にとどまらず「教育的機能」をもつものであることが明確に表現され、その点では私たちの要望が受け止められていると考えます。
- 今後検討される解説書については、保育現場が実際にガイドラインとして活用できるものとして内容を十分に精査して記載していただきたいと考えます。

## 3. 改定の内容

## (保育所の役割)

- 入所児の保育・子育て支援(地域の子ども・地域の親・入所児の親)に加えて、保育を通じて「子育ての文化」あるいは子どもの権利や子どもの福祉の理念を社会に発信する役割を持っていることも付け加えるべきではないでしょうか。少子化社会では、社会全体が子どもや子育てへの理解をもち責任を担っていくことが求められ、子どもを持たない人にも理解されることが必要です。保育所で中高生をはじめ地域の様々な人たちをボランティアとして受け入れていることも、その役割の一環であると考えます。

## (保育の内容、養護と教育の充実)

- 「養護と教育を一体的に行う」という内容理解のために、養護と教育の定義づけを行う必要があることは理解した上で、現在の保育の課題である「心の育ち」を考えると、両者は密接不可分であり「一体的に行う」「生活の中に教育がある」ことを強調すべきだと考えます。とりわけ3歳未満児の保育においては生活の中に教育があることについて一般的な理解が十分でないと思われるため、解説書で強調していただきたいと思います。
- また教育の定義については「教育とは子どもが心身ともに健やかに成長し、生活や遊びがより豊かに展開されるための援助である」の表現がよりふさわしいと考えます。(「活動」には生活と遊びが含まれるとの意味だと思うが、「活動とは遊び」と誤解されやすいため)
- 幼稚園教育要領の改訂の動向で、保育指針の保育内容が変更される可能性があると思われませんが、仮にそのようなことが生じた場合には、保育指針検討委員会の議論経過や保育関係団体の意見を踏まえた慎重な検討が必要です。



#### 4. 改定に伴う今後の検討課題

児童福祉最低基準35条を「養護と教育を一体的に行う」と改正することや、人材確保、環境整備や質向上プログラムを国や自治体に求めたことは大きく評価します。これらの実現に向けた厚生労働省の取り組みをぜひお願いします。

##### (1) 保育所保育指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達及び普及

- 保育現場のみならず、広く社会への伝達及び普及を図ることが必要、としており、小学校との連携という観点から、ぜひ学校現場への周知を図っていくことも課題として明記していただきたいと思えます。

##### (3) 保育所における人材の確保と定着

##### (4) 保育環境等の整備

##### (5) 保育の質の向上のためのプログラムの策定

- これらのことが、議論された保育指針の内容を実効力のあるものにできるかどうかのキーとなると考えます。現場ではこの度明記されることになった「保護者への支援」を含めその役割の認識は進んでいますが、体制が伴わない悩みがあります。ついでには、①保育所における質の高い人材を安定的に確保し、その定着を促進していくこと、②研修や職員全員の共通認識のために必要な会議時間等が確保できる職場環境の整備をはかること、③地域における子育て支援のための体制充実をはかること、等が保育所の現状から言えば、喫緊の課題であり、国や地方公共団体としても、先延ばしすることなく取り組むべきだと思えます。
- 検討会の中でも議論があったように「保育に欠ける」という言葉は、保育所利用にマイナスイメージを与える言葉であり適切ではないと考えます。児童福祉法の規定であり、今回の指針の改定で変えることはできないと思えますが、今後の課題として、保育所の役割を踏まえて適切な用語を検討することを要望します。

## 2. 「保育所保育指針（素案について）」

### 第1章 総則

- 2－(4) 倫理観 → 人権意識・倫理観
- (保護者に対する保育に関する) 指導 → 支援 (前文でも第6章でも支援という言葉の基本としているため)
- 3－(1) ア (ウ) 道徳性の芽生えを養う → (削除)  
この項は、平成9年に厚生省から通知された『「人権を大切に作る心を育てる」保育についての留意点』の表現の趣旨を生かしたものとすべき。道徳性の芽生えという表現では内容が明確でないため。  
(特に留意点の4の趣旨)  
「一人ひとりの人格が尊重される集団の中でこそ、子どもの能力や個性が発揮され

ることを踏まえ、互いを尊重する気持ちを持てるような、いじめや差別を生まない人間関係づくりに努める。すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、お互いの人権を尊重しあい、共生できる人間として、自立できるよう保育すること。」

なお、この通知は保育内容に関する重要な通知であり、一部は今回の改訂指針の中でも生かされていると思いますが、留意点の4や5を含めて少なくとも解説書には収録していただきたいと考えます。

- 3－(1)イ 援助 → 支援 (支援・援助の二つのことばが出てくるので)
- 3－(2) ここに示される留意事項と第3章－2－(1)の保育の実施上の配慮事項とはどういう整理でしょうか。言い換えや重複が見られます。現行の指針(総則の1－(2)保育の方法)にある、カとキは第3章に移行していますが、ク「体罰禁止」とケ「守秘義務」もどちらかに残す必要があると考えます。

## 第2章 子どもの発達

- 1－(3)及び道徳的 → (削除)
- 2 前文として、「ただし、この区分は…」以降に、区分が一人ひとりの子どもの発達過程としてとらえるべきもの、として現行指針以上に明確に記載されたことは重要だと思えます。
- 2－(8) おおむね6歳の項で、「身近な大人に甘えてくることもある」という一文は削除すべきです。どの年齢にもある甘えについて他の区分では記載がないのにここでいきなり出てくるのは唐突だと思えます。現行指針の文脈であれば趣旨はわかりませんが、解説書に譲ったほうがよいと思えます。

## 第3章 保育の内容

「人権を大切に作る心を育てる」が総則に示されていますが、「保育の内容」のねらいには示されていません。また、「障害児とともに育つ」という障害児保育が指導計画作成の留意事項でしか示されていません。障害のない子どもの心の育ち(ノーマライゼーションの理念)を指針に位置づけるべきだと思えます。

- 1－(2)イ(イ)⑪「友達との関わりを深めるとともに、障害のある友達や異年齢の友達と関わり、思いやりや親しみをもつ。」と、下線部分を挿入すべきだと思えます。
- 1－(2)イ(イ)⑮内容として具体性に欠けるので、「自分とは異なる文化を持った人がいることに気付き、関心をもつ」などの表現が妥当だと思えます。
- 2－(1)ア「子どもの心身の発達及び活動の実態、家庭背景などの個人差を踏まえると共に」下線部分を追加すべきだと思えます。
- 2－(1)オに関連して、外国籍の子どもやダブルの民族的文化を持つ子どもたちが自分の文化的背景に誇りを持ち自尊感情を育てることができるよう、配慮すべきこと

にも触れるべきだと考えます。

2－(2)エ 保護者との信頼関係 → 乳児保育のみでなく保育に関わる全般的な配慮事項にあたるため(1)へ移行するのが妥当だと考えます。

#### 第4章 保育の計画及び評価

- 1－(1)ア、(2)ア(エ) それぞれに、～達成されるようにと記述されていますが、達成しないといけない…という取り方をすると、保育者の計画どおりに子どもたちを動かしてしまう恐れがあります。このような表現をするならば解説でしっかりと捉え方を明記するべきではないかと思えます。
- 1－(3)ア(ア) 個別的な計画を策定すること → 現行どおり「個別的な計画を立てるなど必要な配慮をすること」とすべきです。
- 1－(3)エ(ア) 放課後児童クラブとの連携を追加  
保育所を卒園した子どもの多くは放課後児童クラブに行くことになり、小学校だけでなく、放課後児童クラブとの連携も必要だと思います。(解説書には放課後児童クラブとの交流が示されていますが、保育指針の本文に連携として示すべきです。)
- 1－(3)エ(イ) 小学校への資料送付については、子どもや家庭への理解を深め必要とされる援助を継続する、という視点が必要だと思います。
- 障害児は、希望しても校区の小学校に入学できない制度になっており、小学校との連携の際には、保護者の意思を尊重した対応が必要であることを記す必要があると考えます。

#### 第5章 健康及び安全

- 2(2)イ 子どもの精神保健面における対応に留意→意味内容がわかりにくいので、よりわかりやすい表現が求められていると思います。
- 不測の事態が発生してしまった場合の対応として、特に施設長の迅速・的確な判断の必要等についての記載も必要ではないかと考えます。

#### 第6章 保護者に対する支援

- 子育て等に関する相談や助言に当たっては、受容の姿勢とともに職員の人権意識が重要であることを明記する必要があると思います。
- 各種の特別保育の実施や様々な地域の子育て支援事業の実施については、市町村の次世代育成支援行動計画への協力など、地域のニーズに合ったものとなるよう市町村と連携して取り組むことが大切であることを記す必要があると考えます。

#### 第7章 職員の資質向上

- 質の向上のために、計画・記録・評価が大切であることは理解しますが、改善目的を明確にしないと形骸化し、保育事務だけが膨大になり、職員が疲弊する恐れがありま

す。「保育内容の最低基準」の性格を持つことになるだけに、内容の簡素化を示すべきだと思います。

- 施設長の責務として、職員の資質向上との関係だけで記載されていますが、運営面での責務を明記すべきだと思います。特に、他機関との円滑な連携における役割や安全対策において長としての迅速な意思決定が大変重要であり、第5章に入れるなど、何らかの明記が必要と考えます。

## その他

- 告示化することで「保育内容の最低基準」として規範性を持つことになると思います。だとすれば、「しなければならない」が、文脈上どこまでかかるのか、明確に示した文章整理が必要です。(解釈が変わる可能性がある)

## 保育所保育指針改定案について（中間報告）への意見

日本保育学会会長 小川博久

改訂の内容については、全体にバランスがとれており、文言上において特にクレームをつける点はありません。

ただ、こうした文言を具体的な実践におろすにあたって、現代の保育事情がかかえる根本的問題をどう意識化するかが問われてくると思います。その点への配慮を必要とすると思いますのでその点に言及したいと思います。

1 保育所保育指針も幼稚園教育要領も幼児一人一人に応じた援助をするという建て前で保育が行われています。しかし、結果的には、複数の幼児を預かり、保育をしている。乳幼児期の場合、保育者の数が乳幼児数に対応した形で確保されているので、3歳未満児を対象にした場合、一人一人の子どもの発達過程に応じた指導が可能になるとしても、3歳以上の保育の場合、対応する幼児の数が保育者一人に対して増加すればするだけ、幼児の総数に対する配慮の必要性という制約に保育者の意識は拘束される（制度的呪縛）。しかも、一方で、幼児一人一人に対する援助の要請は保育者が建て前として目論む意識である。しかし、この2つの意識はしばしば、保育者の葛藤要因となる。なぜなら、幼児一人一人の行動はランダムであり、異なった行動に対して、同時にチェックすることは困難なことが少なくない。乳幼児の場合、児の数が少なく、時間差をつけて対応することがベテラン保育者においては可能かもしれない。しかし、3歳児以上になると、3歳未満と比べて、幼児の数が増加し、幼稚園と保育所の保育を共通化しようという認識も一般化していることから、保育者の数が複数であったとしても、幼稚園の年少組と共通のクラス編成をとることが多い。しかも、この年齢は発達の上でも、言語的なレベルでのコミュニケーションが十分に可能なレベルであるという認識が保育者にあり、特に生活行動面において保育者の言語的指示による一斉指導が十分に可能であるという確信が保育者に持たれ易い。容易さや効率性の立場から、生活面の指導において一斉指導が採用されることが増大する。とはいえ、このことは、全面的に否定すべきこととはいええない。ただ、こうした指導は、幼児をして、保育者の権力に画一的に順致させる行為であり、幼児が近代社会の制度としての幼児福祉施設の社会規範の習得を義務づける行為であることを認識しておくことは必要なことである。いいかえれば、保育者は一人一人の個別的指導を建て前としながらも、3歳児以上のクラスにおいて、一斉言語指導による集団処理の有利さを手に入れることによって一人一人に対する援助の必要性という建て前は、ここで優先順位が逆転し、個別指導は、前者の指導による達成水準を補完する補助手段となってしまうのである。つまり、個別的援助の必要性の少ない幼児を達成水準の高い幼児とし、個別的援助の多い者ほど、レベルの低い幼児として位置づける。幼児を序列化する指標が保育者の中に形成される可能性が大きくなる。

一方、保育所保育指針における遊びの重視は、保育者養成校での指導の段階から保育者一人一人に観念的に建て前としては、導入されている。そして、その遊び感は、保育者の自由や自己解放への願望と結びついてはいるが、幼児たち自身が自らの活動を主体的に展開していくかについての戦略的知識とは結びついていないし、また保育者自身がその知恵を自らかりに持っていたとしても、それを幼児にどう伝受させるかについての方策をもっているわけではない。そのため、この遊びの時間は生活活動に関する保育者の管理的指導とは逆に放任的になりやすい。その結果、幼児たちの経験は過干渉か放任かといった両極的指導が併存することになりかねない。

こうした「遊び中心の保育」とよばれている事態への批判は、生活場面以外の保育活動とも保育者主導の一斉指導になる傾向を増大させる。しかも、歴史的にも、戦後アメリカの自由主義教育がもたらしたとされる若者たちの行動の激変に対し、ノスタルジーのように日本的しつけや道徳教育への回帰を叫ぶ声は一貫して、戦後教育への反省として叫び続けられてきた背景がある。そうした意識は、多くの親たちに固定概念のように、公共施設の教育や保育でしっかりしつけをやってほしいという親の声として表現されてきた。

現代の子どもたちに社会規範の欠如があるという社会通念が仮に正しいものだったとしても、それは、戦後の生活の変化の結果であり、親たち自身の自らの変貌の結果でしかないというのが真実であったとしても、そのことへの自覚よりも、子どもを幼児の保育施設や学校教育に依存しようとする親の要求は変わらず強い。

こうした状況の中では、遊びを重視するという保育への共感を決して大きくはない。そのため、私的経営による幼稚園教育や保育所保育においても、一斉保育を支持する親は多い。しかも、近年の学力強化を要請し、学力テストによる学力差の序列化を顕在化させようとする国の文教政策は、幼児期における保育にも影を落とすことは必至である。

こうした状況の中で、バランスのとれた保育を実施するために最も必要な要件は、まず第1に保育者の力量形である。その意味で、保育者養成について、資質の向上が唱われることは望ましいことである。問題は、保育の質として何を具体的に構想するかである。また、その質を高めるための研修のあり方の具体的姿は未だ不明のままである。今後、この点で具体化の方向を見守りたい。

第2に、指導計画については、文言上は、抽象的には適切な表現になっていると思われる。ただ、問題とすべきは、「時間」概念のとらえ方である。年々、保育所の時間の展開が長時間保育、夜間保育を含めて父母の生活上の時間制に外濠を埋められてきている。その中で、乳幼児たちの、生理的、社会的な生活時間のペースをどう確保するか、親たちに妥協させなければならない乳幼児の時間のペースをどう確保するかが問われよう。

第3に、近年、子育て支援策の拡張により父母の施設へのニーズを一方向的に受容する体制が出来つつある。とはいえ、親に養育権がある以上、子育てへの親の積極的参加と責任の負担を行使することは、少子化対策としても欠かせない。親の保育への参加と責任の行使をきちんと義務づける文言を書き入れる必要がある。